

議案第 17 号

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例

東近江市事務分掌条例（平成 22 年東近江市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号中「産業振興部」を「農林水産部」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 商工観光部

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号中「産業振興部」を「農林水産部」に改め、同号ウからオまでを削り、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 商工観光部

- ア 商工業に関すること。
- イ 観光に関すること。
- ウ 勤労者に関すること。
- エ 卸売市場に関すること。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。